

「ちゅうぎん後見制度支援信託」の取扱開始について

当行では、後見制度を利用されているお客さまの財産を保護し、生活の安定に資することを目的として信託本体業務にて「ちゅうぎん後見制度支援信託」の取扱いを開始しますので、お知らせします。

1. 取扱開始日

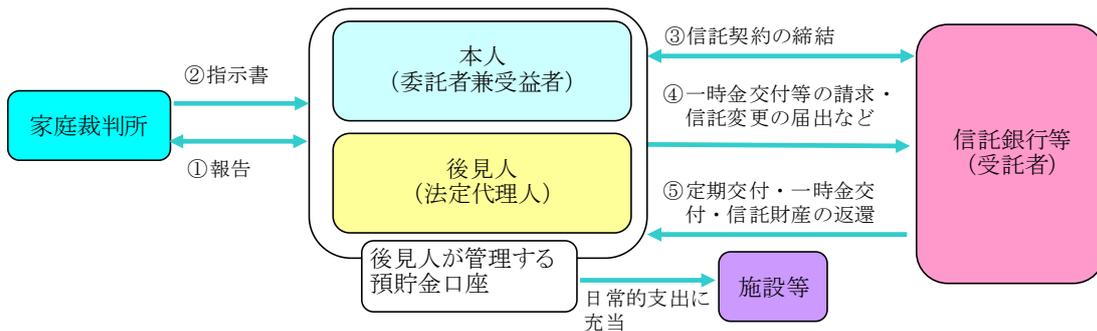
平成29年4月3日（月）

2. 後見制度支援信託の仕組み

後見制度支援信託は、後見制度により支援を受ける本人（委託者兼受益者）の財産のうち、日常的なお支払いをするために必要な金額を除いた金銭（信託財産）を当行（受託者）に信託するものです。信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更や解約手続きは家庭裁判所の指示に従い実施されます。

また、元本補てん付き、預金保険対象商品であり、金融資産の安心した運用ができます。

【後見制度支援信託】



3. 商品概要

商品名	ちゅうぎん後見制度支援信託
信託の種類	元本補てん付き合同運用指定金銭信託
対象	成年被後見人さま、または未成年被後見人さまで、利用について家庭裁判所の指示書がある方
運用対象資産	預金または銀行勘定貸
申込金額（信託金）	1円以上、1円単位

信託期間	信託期間の定めなし（中途・一部解約原則不可）
収益金	主として毎年3月、9月の末日の翌日に収益金を元本組入れ
課税	収益金に対して、源泉分離課税
預金保険	対象
元本補てん	あり
利益補足	なし 実績配当であり確定利回り商品ではありません
当初手数料	なし
信託報酬	運用報酬：運用収益から実績配当を控除した額を信託財産から徴収
受取方法	定時定額交付あり/定時定額交付なし
定時定額受取	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に受取る元本を申し込み時に指定（支払単位：1円） ・2、3、6、12か月ごとから選択 ・交付日を15日または末日から選択

4. お取扱い店（16か店）

本店営業部、岡山駅前支店、奉還町支店、岡山南支店、岡山西支店、西大寺支店、
 児島支店、倉敷支店、総社支店、笠岡支店、津山支店、福山支店、広島支店、
 高松支店、米子支店、大阪支店

※その他の当行支店におきましては、お取扱い店への取次ぎができます。

※詳しくは、金融営業部（TEL：086-234-6658）へお問い合わせください。

5. その他

当行では、今後も高齢化社会の進展を背景に高まっているお客さまのニーズに、積極的にお応えしていきたいと考えております。

以 上